

富山県事業持続化・地域再生支援金申請受付要項(概要)

【受付期間】 令和2年5月28日(木)から8月31日(月)まで

【受付方法】

1 申請書類の提出

申請書類を次の宛先に「郵送」してください。※8月31日(月)当日消印有効
(簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。)

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

＜宛先＞〒930-8501 (住所記載不要)

富山県 事業持続化・地域再生支援金事務局

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※郵送のみ受け付けます。新型コロナウイルス感染症のリスク拡大につながりますので、持参による申請は受け付けておりません。

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 県のホームページからダウンロード
- ・ 県及び各市町村の所定の窓口
- ・ 各種団体等の窓口

※要項及び申請書の窓口での受け取りは、5月28日(木)以降となります。

なお、当該窓口については、改めて県のホームページでご案内いたします。

【お問合せ先】

支援金に関するお問い合わせは、以下のとおりです。

期間により変わりますので、ご注意ください。

5月27日(水)まで

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

電話番号：076-444-5591、受付時間：平日午前9時～午後5時

5月28日(木)～6月15日(月) ※内容により問合せ先が異なります。

○制度や申請方法等に関するお問合せ

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

電話番号：076-444-5591、受付時間：平日午前9時～午後5時

○提出済の書類に関するお問合せ

富山県事業持続化・地域再生支援金事務局

電話番号：076-444-0255、受付時間：平日午前9時～午後5時

6月16日(火)から

富山県事業持続化・地域再生支援金事務局

電話番号：076-444-0255、受付時間：平日午前9時～午後5時

富山県事業持続化・地域再生支援金申請受付要項 目次

概要

1 趣旨	P 3
2 支給金の支給対象者	〃
3 支援金の支給額	〃
4 申請受付期間	〃

申請要件	P 4
------	-----

申請手続き等

1 支援金の申請に必要な書類等の入手方法	P 5
2 申請書類	〃
3 申請方法	〃
4 支援金の申請受付期間	〃
5 支給の決定・時期	〃
6 支給決定の通知等	P 6
7 支援金に関する問い合わせ先	〃

別表 1 支給額算定表	P 7
-------------	-----

別表 2 従業員数の考え方	P 8
---------------	-----

別表 3 事業所の賃借の考え方	〃
-----------------	---

様式 1 申請書	P 9
----------	-----

チェックリスト	P11
---------	-----

添付書類①～⑤	P12
---------	-----

Q & A	P18
-------	-----

支援金を装った詐欺にご注意ください！

- 県や市町村が、支援金を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 県や市町村が、支援金の支給のために現金自動預払機（ＡＴＭ）の操作や手数料の振込みなどをお願いすることはありません。
- ご自宅や職場などに、県や市町村をかたる不審な電話・メールがあった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

☆新型コロナウイルス感染症の影響による経営相談窓口のご案内☆

豊富な知識と経験を持つ中小企業診断士等が、皆様からのご相談に対応します！

（電話、オンライン相談※） ※オンライン相談は事前に予約

＜問い合わせ先＞

（公財）富山県新世紀産業機構 中小企業支援センター

０７６－４４４－５６７３

受付時間：８時３０分～１９時（土日・祝日も対応）

富山県事業持続化・地域再生支援金申請受付要項

令和2年5月25日

概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大により、極めて厳しい経済環境のなか、新型コロナウイルス感染症収束後において求められる新しい生活様式や県民・国民の行動変容に対応しながら、これまでの事業の在り方について必要な見直しを進め、経営を持続可能なものとするとともに新たな発展につなげようとする、意欲のある事業者を支えることにより、本県全体の地域再生に資するため、富山県事業持続化・地域再生支援金を支給するものです。

2 支援金の支給対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している中小企業、個人事業主等

- ・ NPO法人、医療法人、農業法人、漁業協同組合など、会社以外の法人（ただし、従業員数が100人以下の場合に限ります。）も幅広く対象とします。
- ・ なお、国及び地方公共団体が出資・運営する法人等は、支給対象外とします。
- ・ 手続・審査を簡素化し、迅速に支給するため、国の持続化給付金の受給を要件としています。

3 支援金の支給額

「別表1 支給額算定表」（7ページ）をご確認ください。

※従業員数に応じて支給額が異なります。申請にあたっては、「別表2 従業員数の考え方」（8ページ）を必ずご確認ください。

※事業所を賃借している場合は、10万円が加算されます。（加算額のみ申請・支給はできません。）申請時には漏れのないよう「別表3 事業所の賃借の考え方」（8ページ）を必ずご確認ください。

4 申請受付期間

令和2年5月28日（木）～8月31日（月）当日消印有効

申請要件

支援金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方とします。

- 1 県内の中小企業及び個人事業主等であり、県内に主たる事業所を有する事業者であること。（※）

※「主たる事業所」の所在地は、以下の（1）～（3）によりご判断してください。
 なお、（1）～（3）の申告書・決算書等は、申請書に添付する必要はありません。

- （1） 中小企業の場合、法人税確定申告書別表一に記載された納税地
- （2） 個人事業者（青色申告）の場合、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地
- （3） 個人事業者（白色申告）の場合、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地

- 2 国の持続化給付金の給付を受けていること。（※）

※手続・審査の簡素化及び迅速な支援金の支給のため、国の持続化給付金の給付通知書を受理していることを申請要件とします。ただし、支援金の申請期日である8月31日までに当該給付通知書を受理することが時間的に難しい場合は、「8月31日までに持続化給付金を申請した事実を確認できる書類」を添付したうえで、8月31日までに支援金の申請をしてください。この場合において、給付通知書の写しは後日、受理され次第、提出してください。

- 3 申請者は次に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、当該宣誓又は同意をした者に限り、支援金を支給します。

- （1） 富山県事業持続化・地域再生支援金申請受付要項に定める支給対象者の要件を満たしていること。

- （2） 申請内容が虚偽でないこと。

- （3） 支援金の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の返還に応じること。この場合、支援金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき支援金の額に10.95%の割合で計算した額（加算金）を支払うこと。

また、支援金の返還を命じたにもかかわらず、返還すべき支援金及び加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して年10.95%の割合で計算した額（延滞金）を支払うこと。

- （4） 検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。

- （5） 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

なお、このことを確認するため、必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会する場合があること。

- （6） その他別に定める「富山県事業持続化・地域再生支援金支給規程」に従うこと。

申請手続き等

1 支援金の申請に必要な書類等の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・ 県のホームページからダウンロード
- ・ 県及び各市町村の所定の窓口
- ・ 各種団体等の窓口

※要項及び申請書の窓口受け取りは、5月28日（木）以降となります。

なお、当該窓口については、改めて県のホームページでご案内いたします。

2 申請書類

「富山県事業持続化・地域再生支援金申請書」（様式1）及び添付書類（チェックリスト参照）を「郵送」してください。

また、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡したりすることもありますので、申請書提出時に、必ず控えをとり保管してください。

そのほか、書類の不備や確認に時間を要した場合は、支給までに時間を要することがあります。追加資料を提出いただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は、不支給決定とする場合があります。

なお、申請書類は返却いたしません。

3 申請方法

申請書類を次の宛先に「郵送」してください。

（簡易書留など、郵送物の追跡ができる方法で郵送願います。）

令和2年8月31日（月）の当日消印有効です。

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

＜宛先＞

〒930-8501（住所記載不要）

富山県 事業持続化・地域再生支援金事務局 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※郵送のみ受け付けます。新型コロナウイルス感染症のリスク拡大につながりますので、持参による申請は受け付けておりません。

4 支援金の申請受付期間

令和2年5月28日（木）から8月31日（月）まで（当日消印有効）

5 支給の決定・時期

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは支援金を支給します。また、支援金の支給は、6月上旬以降を予定しています。

6 支給決定の通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、支援金を支給する旨の決定をしたときは、支給決定の通知を送付いたします。
- (2) 申請書類の審査の結果、支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を送付いたします。

7 支援金に関する問い合わせ先

支援金に関するお問い合わせは、以下のとおりです。
期間により変わりますので、ご注意ください。

5月27日（水）まで

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター
電話番号：076-444-5591、受付時間：平日午前9時～午後5時

5月28日（木）～6月15日（月）

○制度や申請方法等に関するお問合せ

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター
電話番号：076-444-5591、受付時間：平日午前9時～午後5時

○提出済の書類に関するお問合せ

富山県事業持続化・地域再生支援金事務局
電話番号：076-444-0255、受付時間：平日午前9時～午後5時

6月16日（火）から

富山県事業持続化・地域再生支援金事務局
電話番号：076-444-0255、受付時間：平日午前9時～午後5時

その他

- 1 支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を命じます。支援金の返還を命じたときは、この命令に係る支援金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき支援金の額に10.95%の割合で計算した額（加算金）を支払うことになります。また、支援金の返還を命じたにもかかわらず、返還すべき支援金及び加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して年 10.95%の割合で計算した額（延滞金）を支払うことになります。
- 2 支援金交付事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

別表 1 支給額算定表

本支援金は、従業員数に応じて算定され、また、事業所を賃借している場合、100,000円が加算されます。

区分	従業員数	①支援金※1	②事業所を賃借している場合の支援金※2
		支給額	支給額
1	20 人以下	【区分①-1】 100,000 円	【区分②-1】 200,000 円
2	21～30 人	【区分①-2】 121,000 円	【区分②-2】 221,000 円
3	31～40 人	【区分①-3】 158,000 円	【区分②-3】 258,000 円
4	41～50 人	【区分①-4】 195,000 円	【区分②-4】 295,000 円
5	51～60 人	【区分①-5】 232,000 円	【区分②-5】 332,000 円
6	61～70 人	【区分①-6】 269,000 円	【区分②-6】 369,000 円
7	71～80 人	【区分①-7】 306,000 円	【区分②-7】 406,000 円
8	81～90 人	【区分①-8】 343,000 円	【区分②-8】 443,000 円
9	91～100 人	【区分①-9】 380,000 円	【区分②-9】 480,000 円
10	101 人以上	【区分①-10】 400,000 円	【区分②-10】 500,000 円

※1 従業員数の数え方については、「別表2 従業員数の考え方」(8ページ)を必ずご確認ください。

※2 事業所の賃借については、「別表3 事業所の賃借の考え方」(8ページ)を必ずご確認ください。

算定例 ア 中小企業（従業員35人）であり、本社及び支社が自社ビルの場合

⇒【区分①-3】に該当（158,000円の支給対象）

算定例 イ 個人事業主であり、従業員はおらず、自宅の一室を事業所としている場合

⇒【区分①-1】に該当（100,000円の支給対象）

算定例 ウ 個人事業主が妻を従業員とし、複合ビルの一室を賃借して営業している場合

⇒【区分②-1】に該当（200,000円の支給対象）

別表 2 従業員数の考え方

本支援金取扱いの上では、「富山県内の事業所に勤務し、給与（給料、手当、賞与等）を支払った者」を従業員とし、以下の人数を数えるものとします。

- 1 申請者が法人である場合、県内の各市町村へ直近で提出した「法人市町村民税確定申告書」に記載された「当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数」の合計数
- 2 申請者が個人事業主（青色申告）である場合、国の持続化給付金を申請した際に提出した「所得税青色申告決算書」の2ページ中、「○給料賃金の内訳」欄に記載した者の数
- 3 申請者が個人事業主（白色申告）である場合、国の持続化給付金を申請した際に提出した「収支内訳書」の1ページ中、「○給料賃金の内訳」欄に記載された者の数

※2、3において、従事月数が12か月未満の者がある場合は、「延べ従事月数」を事業期間の月数（端数切り捨て）で除した数値（端数切り上げ）を、従業員数として取り扱います。詳しくは15ページをご参照ください。

別表 3 事業所の賃借の考え方

本支援金では、従業員数に応じた支援金のほか、テナント料の負担などを総合的に支援するため、県内で「事業の用に供する家屋又は土地」を賃借している場合は、支給額に100,000円を加算します。

なお、本支援金取扱いの上では、事業所の賃借の考え方を以下のとおりとします。

- 1 賃借の対象は、本社（店）、支社（店）、店舗、その他事務所、駐車場等の「事業の用に供する家屋又は土地」とします。
- 2 なお、「事業の用に供する家屋」が自ら所有する場合において、当該家屋の底地である土地を賃借している場合も対象とします。
- 3 「事業の用に供する家屋」とは、従業者及び設備を有し、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われている家屋とします。

なお、機械、設備及び車両運搬具のリース等は、「事業所の賃借の考え方」の対象とはなりません。